

【事由D：新型コロナウイルス感染症の影響により減収した場合】 家計急変採用の申請時に提出が必要な書類一覧（兼チェックシート）

■全事由共通

必要書類	提出先	チェック欄
1. 給付奨学金確認書【原本】	申請者→学校→JASSO（採用後）	
2. 給付奨学金申請書（家計急変採用）【原本】	申請者→学校→JASSO	
3. マイナンバー提出書類	申請者→JASSOの指定する提出先	

※1 1と2はA3用紙1枚でつながっています。それぞれに分けて（A4サイズに切って）、学校へ提出してください（学校は2を申請時に、1を採用後にJASSOへ提出します）。

※2 3は既に予約採用や定期採用でマイナンバーを提出済みの方が家計急変採用に申請する場合も、再度提出が必要です。

■家計急変事由D（コロナ）に対応する証明書類

必要書類	提出先	チェック欄
4. <公的支援証明書を提出できる場合> 次のすべて。 (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による減収があった者等を対象として国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書又はこれに類するものと認められる公的証明書【コピー可】 (2) 収入に関する証明書類【コピー可】（次ページ参照）	申請者→学校→JASSO	
5. <公的支援証明書を提出できない場合> 次のすべて。 (1) JASSO所定様式「新型コロナウイルス感染症の影響を事由とした家計急変における、公的支援の証明書を提出できない場合の申告書」【原本】 (2) 収入に関する証明書類【コピー可】（次ページ参照） (3) 減収した月の前月以前の直近1か月分の収入に関する証明書類【コピー可】	申請者→学校→JASSO	

※1 公的支援証明書の提出可否に応じ、上表4又は5のうち、該当する証明書類を提出してください。父母両名が家計急変者の場合は、それぞれの公的支援の有無により、次のように提出してください。

(1) 父名義で公的支援を受けている場合 → 父：上表4、母：上表5

(2) 父母ともにそれぞれの名義で公的支援を受けている場合 → 父：上表4、母：上表4

(3) 父母ともに公的支援を受けていない場合 → 父：上表5、母：上表5

※ 2 公的支援の例及びJASSO所定様式は、次のページに掲載していますので確認してください。

ホーム>奨学金>申込みに関する手続き>被災・家計急変時の申込み手続き(家計急変採用、緊急・応急採用)>家計急変採用－給付奨学金（返還不要）>新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した方への支援

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/coronavirus.html

■収入に関する証明書類

必要書類	提出先	チェック欄
<p>6. 家計急変に該当する生計維持者の全ての収入に関する証明書類【コピー可】</p> <p>家計急変事由発生月の翌月～進学月前月分</p> <p>ただし、当該期間が12か月を超える場合は、進学月の前月以前の直近12か月分。</p> <p>【例1】 事由発生年月：2021年5月、進学年月：2022年4月、申請年月：2022年6月</p> <p>→ 公的支援証明書を提出できる場合は、2021年6月～2022年3月の10か月分の提出が必要。</p> <p>→ 公的支援証明書を提出できない場合は、2021年6月～2022年3月の10か月分に加え「減収した月の前月以前の直近1か月分」として2021年4月以前の1か月分の提出も必要。</p> <p>【例2】 事由発生年月：2021年1月、進学年月：2022年4月、申請年月：2022年5月</p> <p>→ 公的支援証明書を提出できる場合は、2021年4月～2022年3月の12か月分の提出が必要。</p> <p>→ 公的支援証明書を提出できない場合は、2021年4月～2022年3月の12か月分に加え「減収した月の前月以前の直近1か月分」として2020年12月以前の1か月分の提出も必要。</p> <p>【例3】 事由発生年月：2022年5月、進学年月：2022年10月、申請年月：2022年12月</p> <p>→ 公的支援証明書を提出できる場合は、2022年6月～2022年9月の4か月分の提出が必要。</p> <p>→ 公的支援証明書を提出できない場合は、2022年6月～2022年9月の4か月分に加え「減収した月の前月以前の直近1か月分」として2022年4月以前の1か月分の提出も必要。</p>	<p>申請者→学校→JASSO</p>	

※ 収入に関する証明書類の注意点については、「給付奨学金案内（家計急変採用）」22ページを参照してください。

■ 該当者のみ提出する書類

必要書類	提出先	チェック欄
<p>7. 申請者本人が外国籍の場合の証明書類</p> <p>次の<u>いずれか</u>。</p> <p>(1) 在留カード【コピー】</p> <p>(2) 特別永住者証明書【コピー】</p> <p>(3) 住民票の写し【原本】等</p>	<p>申請者→学校→JASSO</p>	
<p>8. 申請者本人が社会的養護を必要とする者の場合の証明書類</p> <p>次の<u>いずれか</u>。【いずれもコピー可】</p> <p>(1) 施設等在籍証明書（施設長発行）</p> <p>(2) 児童（里親）委託証明書（児童相談所発行）</p> <p>(3) 措置解除決定通知書（児童相談所発行）等</p> <p>※ JASSO所定様式「施設等在籍・退所証明書」【原本】でも可。</p>	<p>申請者→学校→JASSO</p>	

(2022.04)